

# 雑用水水質基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則  
(昭和46年1月21日厚生省令第2号)に基づく

	項目	基準値	頻度
1	pH	5.8～8.6	7日以内ごとに1回
2	臭気	異常なし	7日以内ごとに1回
3	外観	無色透明	7日以内ごとに1回
4	大腸菌	不検出	2月以内ごとに1回
5	濁度	2度以下	2月以内ごとに1回
6	残留塩素	0.1mg/L以上	7日以内ごとに1回

給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率が0.1mg/L以上  
病原生物汚染のおそれのある場合は0.2mg/L以上